

舟谷委員の提出資料

第 35 回地上デジタル放送推進に関する検討委員会 課題へのコメント
専門委員(舟谷 文男:産業医科大学)

議題テーマ:受信側の課題に関する検討 I (平成20年2月29日開催分)

1. 経済的弱者の問題を検討する際の視点

1-1 今までの経済的弱者に対する議論は、受信機を買えない人への経済的支援をどうするかが中心となっていたが、国民的コンセンサスを得るアプローチとしては、感覚器障害や身体機能障害を持つ人々への対応を一義的に明確にした上で、検討を開始すべきではないか。

別紙に、感覚器障害や身体機能障害を持つ人々への対応をエンドユーザーの類型(案)として纏めてみたが、枠囲みをした経済的支援が必要と考えられる(E3)群の聴覚障害者のH③、H⑥、H⑨の3類型、視覚障害者のV③、V⑥、V⑨の3類型、身体障害者のP③、P⑥、P⑨の3類型の併せて9類型への支援策を優先的に明確にすべきではないかと考える。

但し、別紙の類型(案)は、加藤周二委員のような小売店のお立場からのご意見をいただいて、エンドユーザーの地デジの利用形態などの分析を通して再検討することが重要と考えます。ばらまき福祉につながるような安易な経済支援方法の導入は避けるべきです。障害者などの本当の弱者対策を優先すべきでしょう。

1-2 経済的弱者を定義する場合、年収で評価するとか、有資産で評価するとか、可処分所得で評価するとかになると、各自治体で個人所得の捕捉、個人所得の証明という、大変煩雑で面倒な、時間と人手のかかる事務作業が派生するが、各自治体の了解と協力が得られにくいのではないかと懸念します。

また、生活保護世帯を対象とするだけの安易な方法では、生活保護は受けていないが年金でかろうじて生活している経済弱者(高齢者にかなり多い)の賛同が得られず、社会的反発が起きることが予見されます。

2. 簡易なチューナーの活用の検討と衛星セーフティネット問題への配慮

別紙の類型(案)の聴覚障害者のH⑨、視覚障害者のV⑨、身体障害者のP⑨、の3類型の方々に対し、簡易なチューナーを提供する場合の経済的支援策を検討してみるべきではないか。もちろん障害を克服しやすいユニバーサルデザインの技術を付加した「安価で簡易なチューナー」の提供が求められる。

換言すれば、地上波デジタル放送で実現しうる生活支援に直結するセーフティネットとは何か、セーフティネットに相応しいコンテンツは何かの具体的な議論が充分に行われた上で検討すべき事項と考えられます。

地上波デジタル放送のエンドユーザー(視聴者)の類型化(案)

- 経済的 E-1 (受信機が高額でも好きなものが買えるゆとりのある人)
 E-2 (一般家庭用廉価版の受信機が買える普通の人)
 E-3 (経済的支援があると受信機が買える人)

- 利用形態 U-1 (双方向環境を自律的に有効活用できる人)
 U-2 (双方向環境に慣れてくるとひととおりに使いこなすことができる人)
 U-3 (双方向環境の利用法がわからず電波が届けば充分と考えている) *
 *アナログ放送の時と同じことができれば充分と考えているユーザー

感覚器障害および身体機能障害を持つ人々への対応

- ・ 聴覚障害有り (H) 字幕放送・手話放送の活用
- ・ 視覚障害有り (V) 音声放送の充実 (解説放送：映像の音声による表現法の改善)
- ・ 身体障害有り (P) 手が不自由でリモコンが使えない人への代替手段の提供
- ・

聴覚障害有り (H)

	E-1	E-2	E-3
U-1	H①	H②	H③
U-2	H④	H⑤	H⑥
U-3	H⑦	H⑧	H⑨

視覚障害有り (V)

	E-1	E-2	E-3
U-1	V①	V②	V③
U-2	V④	V⑤	V⑥
U-3	V⑦	V⑧	V⑨

身体障害有り (P)

	E-1	E-2	E-3
U-1	P①	P②	P③
U-2	P④	P⑤	P⑥
U-3	P⑦	P⑧	P⑨